

安心して求職活動に臨んでいただくために ～求職活動等を行う皆さまへ～

令和8年10月1日施行の改正男女雇用機会均等法に基づき、健全でクリーンな採用活動をお約束します

本市では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。

求職活動を行う皆さまが安心して選考等に臨むことができるよう、次のとおりルールを徹底し相談窓口を定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠・出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含みます。

1 求職活動におけるルール

- ・ 面談・面接、インターンシップは、執務室やオンライン等のオープンスペースまたは第三者の目が届く会議室等、開かれた環境において、複数人に対応することを原則としています。
- ・ 業務上必要な連絡は、すべて本市公用の電話、電子メール、または就職活動ツールを使用します。求職者と職員が、個人の携帯電話やSNSを利用して、不要なプライベートのやり取りを行うことはありません。

2 安心できる相談窓口の設置とプライバシーの厳守

- ・ 本市における求職活動等において、本市職員から性的な言動等を受けた場合には、次の相談窓口にご連絡ください。（状況に応じ、求職活動等の担当とは別の担当者が対応することも可能です。）
- ・ 相談内容やプライバシーには十分配慮し、公平に対応します。また、相談や事実確認への協力が採用選考の判断に影響を与えることは一切ありません。

【相談窓口】

◇ 職員課 人材育成担当	電話番号： 0466-50-3583	メール： fj-saiyo@city.fujisawa.lg.jp
◇【消防職】消防総務課 総務担当	電話番号： 0466-50-3576	メール： fj-syoubou@city.fujisawa.lg.jp
◇【医療職】病院総務課	電話番号： 0466-25-3111	メール： fj1-byoin-s@city.fujisawa.lg.jp
◇ 職員課 衛生管理担当	電話番号： 0466-50-3553	メール： fj-eiseikanri@city.fujisawa.lg.jp

3 サポート体制と迅速な対応

- ・ 万が一、ハラスメントに類する行為があった場合には、事実関係の迅速かつ正確な確認を行い、行為者に対しては厳正に対処します。
- ・ 私たちは、すべての求職活動等を行う皆さまが、対等で尊重されるべき存在であると考えています。一人ひとりが安心して自らの実力を十分にアピールできるよう、常に誠実かつ公正な選考に努めます



2026年（令和8年）10月1日
藤沢市 総務部 職員課



ふじキュン♡